

三田市文化ビジョン検討事項

⑦ 文化芸術における共生の推進

- 文化芸術における共生の目標像について
- 目標像の実現に向けて求められる取り組みについて

I 文化芸術における共生の取組み状況について

1 国の取組み

(1) 文化芸術基本法(平成13年法律第148号)改正

- ・平成29年6月23日公布、施行
- ・観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込む。
- ・高齢者及び障害者の創造的活動等への支援等を明記

(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)

- ・平成30年6月13日公布、施行
- ・目的：障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

(3) 障害者文化芸術活動推進基本計画(平成31年3月29日文科省、厚労省通知)

- ・法第7条等の理念・方針に基づく障害者による文化芸術活動の幅広い促進
- ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- ・障害者の作品等の発表、交流の促進による心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

(4) 地域における多文化共生推進プラン(平成18年3月27日総務省通知)改訂(令和2年9月10日総務省通知)

- ・地域住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進。
- ・外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会を設ける。

(5) 持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs(平成27年(2015年)9月25日国連採択)

- ・Goal4 すべての人々へ包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

2 三田市の取組み

○障害者施策

(1) 第5次三田市障害者福祉基本計画(平成30年度～令和5年度)

- ・社会参加の促進
- ・スポーツ・文化活動等への参加の促進

(2) 共生社会推進プログラム(令和元年度～)

- ・趣味、余暇時間に参加できる場の情報収集・提供
- ・参加しやすい文化交流イベント等を工夫

○高齢者施策

(3) いきいき安心プラン21(第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)(H30年度～R2年度)

- ・生涯現役で過ごすことができるまちづくり
- ・生涯学習、文化活動、スポーツレクリエーション活動の促進

○多文化共生の文化芸術活動

(4) 三田市多文化共生推進基本方針(平成21年6月)

- ・国籍や民族などの違いを越えて、互いの文化や多様な価値観を認めあい安心して暮らす

3 市民(団体)の取組み

○障害者の文化芸術活動 ※自立支援・地域活動支援施設調べ

- ・創作活動(手芸・陶芸・絵画)、クラブ活動(手芸・書道・華道等)、芸術鑑賞会(狂言・音楽、等)、発表会(各施設文化祭、市民文化祭作品展)、地域行事参加等

○高齢者の文化芸術活動

- ・さんだ生涯学習カレッジ：本課・研究科講座、各クラブ活動
- ・老人クラブ連合会：高齢者みのりフェア、教養講座(講演・鑑賞・創作等)
- ・認知症カフェ(鑑賞・体験・創作)

○多文化共生の文化芸術活動

- ・フレンドシップデー in さんだの開催
- ・国際交流プラザ：講座・セミナー等の開催
- ・国際交流協会：日本語サロン等の開催
- ・外国人コミュニティ

II ビジョンが示すべき将来像

市民ひとりひとりが障害の有無や年齢、国籍などの違いを越えて、互いの文化や多様な価値観を認めあうなかで、日常的に文化芸術にかかる創作活動や発表、鑑賞を楽しみ、そのための機会と場を享受している。

① 文化芸術における共生とは

○市は

○市民は

○事業者は